

使用済自動車等の引取業者登録（登録の更新）申請の手引き

はじめに

この申請書は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る引取業者の登録（登録の更新）申請書です。

1 申請受付場所

事業所を管轄区域とする担当部局とし、複数の事業所があり事業所を管轄する担当部局が複数あるときは、事業所を管轄するいずれかの担当部局で申請を行ってください。

担当部局名	所在地	電話番号	管轄区域
備前県民局 地域政策部 環境課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	086- 233-9805	玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町
備中県民局 地域政策部 環境課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086- 434-7007	笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町
美作県民局 地域政策部 環境課	〒708-8506 津山市山下53	0868- 23-1243	津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西栗倉村 久米南町 美咲町

2 申請方法等

(1) 申請方法

申請書の提出にあたっては、御来庁ください。

なお、郵送による提出はできません。

(2) 申請受付時間

平日の午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで

(3) 提出部数

申請書は、事業所を管轄する県民局の数（**正本1部＋副本必要部数**）提出していただきますが、各申請者においても副本を保管しておくようお願いします。

(4) 手数料

新規登録 4,010円

更新登録 4,010円

《納入方法》

申請手数料は、申請書の提出日に、県民局等に設置する**収納専用窓口（POSレジ）**にて、納入してください。

まず、申請窓口担当者が申請書類の確認を行った後に配付する「岡山県手数料等（POS）納付連絡票」をPOSレジに持参して、申請手数料を納付してください。次に、納付後に発行される「納付済証」を申請書に添付して、申請窓口担当者に申請書類を提出してください。

なお、この「岡山県手数料等（POS）納付連絡票」は、申請書類の提出時、申請窓口担当者が回収します。

《POSレジでの利用可能手段》

現金、クレジットカード、PayPay、楽天Pay、d払い、auPay、メルペイ、ゆうちょPay

《主な設置場所》

備前県民局本館3階岡山地区猟友会、備中県民局本館1階倉敷地区猟友会、美作県民局第1庁舎本館2階地域政策部総務課

(5) その他

登録の更新の場合、期限の3か月前から申請を受け付けます。

3 申請書類のチェック

申請書類に不備のないよう、提出前に別添チェックリストを活用して十分ご確認ください。

<チェックリスト>

申請書		
引取業登録（登録の更新）申請書	ダウンロード書類 1～2ページ	<input type="checkbox"/>
添付書類（1）		
誓約書	ダウンロード書類 3ページ	<input type="checkbox"/>
添付書類（2）		
冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を確認できる書類 ・ 冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類による場合は、その書類 ・ 自動車の構造に関して十分な知見を有する者による場合は、その資格証等の写し 例：自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し、業界団体等が行う講習の受講修了証の写し、自動車分解整備事業者においては自動車分解整備事業者として認証されていることを証する書類の写し等		<input type="checkbox"/>
添付書類（3）		
法人	法人（商業）登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項全部証明書） 【* ^{（注）} 】法務局	<input type="checkbox"/>
個人	住民票（本籍地（外国人にあつては国籍等）の記載があるもの） 【* ^{（注）} 】市町村役場 ① 申請者 ② 法定代理人 ※①～②の方全員分が必要です。	<input type="checkbox"/>

注)【*】を付した証明書類については、この記号の右側に記載している役所で取得し、発行日から3か月以内のものを添付してください。（3か月以上経過したものは不可）

また、原本の返却を希望する場合には、原本とその写しを提出し、担当部局へその旨を伝えてください。（写しのみ提出は不可）